共栄火災

すまいの保険 個人向け

2015年10月改

2015年 10月以降
保険始期用

安心あっとホーム

お客さま、一人ひとりが
笑顔になるような
住まいの保険です。

「安心あっとホーム」は、「個人用火災総合保険」の愛称です。

個人用火災総合保険 で

“安心あっとホーム”の4つの安心

安心 その1

“幅広い補償”で“安心”!

「安心あっとホーム」では、火災をはじめ、近年多発している「台風、竜巻、ひょう災、雪災」、「洪水、土砂崩れ、落石等の水災」から「日常生活の思いもよらない事故」まで、大切な“お住まい”の「建物」や「家財」を幅広くお守りします。
さらに、地震保険で地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害も補償します。

安心 その2

建物が古くなっても損害の額を全額補償してくれるから“安心”!

「安心あっとホーム」では、ご契約時に建物の新価での評価を適切に行い、その評価額の範囲内で保険金額を設定し、ご契約いただいた場合、保険金額を限度に損害の額を全額補償します。

※従来の火災保険とは、共栄火災の住宅総合保険等をいいます。

▸本パンフレットでは下記の流れでご説明します。

Step 1 ご契約プラン
戸建プラン
マンションプラン

Step 2 主な特約(オプション)
主な特約(オプション)

Step 3

「お住まい」と「家財」をしっかり守る!

保険金の支払方法がわかりやすくて"安心"!

「安心あっとホーム」では、保険金額を限度に損害の額から自己負担額を差し引いた額を全額お支払いすることで、従来の火災保険※にあったお支払のわかりにくさを解消しました。

損害の額 － 自己負担額※ ＝ 損害保険金

※自己負担額は「なし(0円)」、「1万円」、「3万円」、「5万円」、「10万円」から選べます。
なお、全焼等により建物を復旧できない場合などは自己負担額を差し引きません。

従来の火災保険※では、損害の程度によっては損害が補償されないなど、わかりにくいお支払となるケースがありました。

●たとえば、"風災、ひょう災、雪災"による損害が発生した場合・・・

従来は
- 損害の額が20万円未満の場合 → 保険金をお支払いできません。
- 損害の額が20万円以上の場合 → 保険金をお支払いします。

現在は 損害の額 － 自己負担額 ＝ 損害保険金

※従来の火災保険とは、共栄火災の住宅総合保険等をいいます。

住まいの急なトラブルにも便利なサービスがあるから"安心"!

「安心あっとホーム」では、カギ開けや配水管のつまり等、"住まいのトラブル"に、専門スタッフを手配する

をご提供します。

(注)「住まいの助っ人くん」のご提供には、一定の契約条件を満たす必要があります。詳細はP21をご覧ください。

戸建プラン ◆保険の対象を「建物（戸建）または家財」とする場合

T構造※およびH構造※の共同住宅も含みます。 ※構造の種類については、P13をご参照ください。

ご契約は **建物と家財** **建物のみ** **家財のみ** からお選びいただけます。 保険期間は **最長10年まで** ご契約条件と保険料制限が異なります。

損害保険金の補償内容

ご希望の補償範囲に応じて4つの契約プランをご用意しました。

補償範囲／選べる契約プラン	❶ 火災	❷ 落雷	❸ 破裂・爆発	❹ 風災、ひょう災、雪災 ※竜巻による損害も含みます。	❺ 水災 ※1	❻ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	❼ 水濡れ ※2
1型★	1型・補償範囲	←	←	←	←	←	←
2型	2型・補償範囲	←	←	←	←	←	←
3型	3型・補償範囲	←	←	←	→	×	×
4型	4型・補償範囲	←	←	→	×	×	×

★ ………… 住まいの助っ人くん をご提供します。詳細はP21をご参照ください。

※1 水災 台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害

次のいずれかの場合に補償します。

①建物が保険の対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害を受けたとき
　家財が保険の対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害を受けたとき

②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により保険の対象が損害を受けた場合

※2 水濡れ

給排水設備の事故または他の戸室に生じた事故による水濡れ損害を補償します。

※3 盗難

次のいずれかの場合に補償します。

①建物の盗取・汚損・損傷（建物を保険の対象とした場合）

②家財の盗取・汚損・損傷（家財を保険の対象とした場合）

③現金・小切手・預貯金証書等の盗難（家財を保険の対象とした場合）

上記❶～❾以外の

※4 不測かつ突発的な事故

誤って自宅の壁を壊した場合など、不測かつ突発的な事故（破損・汚損等）による損害を補償します。

の払込方法によって保険期間の詳細はP14をご参照ください。

⑧	⑨ ※3	⑩ ※4
騒じょう・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為	盗難	❶〜❾以外の不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）
→	→	→
→	→	×
×	×	×
×	×	×

選べる
自己負担額
ご契約時に下記よりお選びいただきます。

- なし（0円）
- 1万円
- 3万円
- 5万円
- 10万円

自己負担額とは

左記の補償に対する損害は、上記の算式によって損害保険金をお支払いします。
ただし、保険金額が限度となります。
※全焼等により建物を復旧できない場合等は自己負担額を差し引きません。

自己負担額なし（0円）を選択した場合のご注意
ご契約時に自己負担額なし（0円）を選択した場合でも左記⑩の「❶〜❾以外の不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）」の自己負担額は1万円となります。

（注）1981年5月以前建築の建物については次の自己負担額となります。
保険期間が1年以下のご契約：3万円、5万円、10万円
保険期間が1年を超えるご契約：10万円

費用保険金の補償内容
全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。

自動セット

地震火災費用保険金
地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上となった場合または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5％をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金
損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実際にかかった費用をお支払いします。

水道管修理費用保険金
専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします（ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません）。
保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

自動セット

〈その他の補償内容〉損害防止費用
火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

任意にお選びいただけます。
臨時費用保険金
損害保険金にプラスしてお支払いします。
［支払割合・限度額が選べます。］

支払割合	限度額
損害保険金 × 30%	限度額300万円
損害保険金 × 30%	限度額100万円
損害保険金 × 20%	限度額100万円
損害保険金 × 10%	限度額100万円
臨時費用保険金　なし	

※保険金をお支払いできない主な場合はP17〜18をご参照ください。

この保険にセットされます（ご希望によりセットしないこともできます）。
地震保険
地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

詳しくは P11へ

マンションプラン

◆保険の対象を「建物(マンション戸室・マンション一棟)

T構造※およびH構造※の共同住宅は戸建プランからお選びください。 ※構造の種類については、P13を

ご契約は **建物と家財** **建物のみ** **家財のみ** からお選びいただけます。 保険期間は **最長10年まで** ご契約条件と保険料制限が異なります。

損害保険金の補償内容

マンションプランをお選びいただく場合のご注意
マンションプランをお選びいただくことができるのは、コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物または耐火建築物に該当する共同住宅となります。

補償範囲

ご希望の補償範囲に応じて6つの契約プランをご用意しました。

選べる契約プラン

補償範囲	① 火災	② 落雷	③ 破裂・爆発	④ 風災、ひょう災、雪災 ※竜巻による損害も含みます。	⑤ 水災 ※1	⑥ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	⑦ 水濡れ ※2
1型★	1型・補償範囲						
2型	2型・補償範囲						
5型★	5型・補償範囲				×	5型・補償範囲	
6型	6型・補償範囲				×	6型・補償範囲	
3型	3型・補償範囲					×	×
4型	4型・補償範囲				×	×	×

★ ………… 住まいの助っ人くん をご提供します。詳細はP21をご参照ください。

※1 水災 台風・暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害

次のいずれかの場合に補償します。
①建物が保険の対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害を受けたとき
　家財が保険の対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害を受けたとき
②床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により保険の対象が損害を受けた場合

※2 水濡れ

給排水設備の事故または他の戸室に生じた事故による水濡れ損害を補償します。

※3 盗難

次のいずれかの場合に補償します。
①建物の盗取・汚損・損傷(建物を保険の対象とした場合)
②家財の盗取・汚損・損傷(家財を保険の対象とした場合)
③現金・小切手・預貯金証書等の盗難(家財を保険の対象とした場合)

上記❶~❾以外の
※4 不測かつ突発的な事故

誤って自宅の壁を壊した場合など、不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)による損害を補償します。

または家財」とする場合

ご参照ください。

の払込方法によって保険期間の
詳細はP14をご参照ください。

⑧	⑨ ※3	⑩ ※4
騒じょう・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為	盗難	❶～❾以外の 不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）
○	○	○
○	○	×
○ (5型・補償範囲)	○	○
○ (補償範囲)	○	×
×	×	×
×	×	×

選べる

自己負担額

ご契約時に下記よりお選びいただきます。

- なし（0円）
- 1万円
- 3万円
- 5万円
- 10万円

自己負担額とは

左記の補償に対する損害は、上記の算式によって損害保険金をお支払いします。
ただし、保険金額が限度となります。

※全焼等により建物を復旧できない場合等は自己負担額を差し引きません。

自己負担額なし（0円）を選択した場合のご注意

ご契約時に自己負担額なし（0円）を選択した場合でも左記⑩の「❶～❾以外の不測かつ突発的な事故（破損・汚損など）」の自己負担額は1万円となります。

（注）1981年5月以前建築の建物については次の自己負担額となります。
保険期間が1年以下のご契約：3万円、5万円、10万円
保険期間が1年を超えるご契約：10万円

費用保険金の補償内容

全プラン共通で自動的にセットされる各種費用の補償です。

自動セット

地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上となった場合または保険の対象の家財が全焼した場合は、保険金額の5％をお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、実際にかかった費用をお支払いします。

水道管修理費用保険金

専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします（ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません）。

保険の対象に建物が含まれる場合のみ補償します。

自動セット

〈その他の補償内容〉損害防止費用

火災、落雷、破裂・爆発による損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

任意にお選びいただけます。

臨時費用保険金

損害保険金にプラスしてお支払いします。

［支払割合・限度額が選べます。］

支払割合	限度額
損害保険金 × 30%	限度額300万円
損害保険金 × 30%	限度額100万円
損害保険金 × 20%	限度額100万円
損害保険金 × 10%	限度額100万円
臨時費用保険金 なし	

※保険金をお支払いできない主な場合はP17～18をご参照ください。

この保険にセットされます（ご希望によりセットしないこともできます）。

地震保険

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失が生じた場合に保険金をお支払いします。

詳しくは P11へ

主な特約（オプション）

ひとまわり大きな安心をプラス！

日常生活上の賠償責任が心配な方へ

① 個人賠償責任特約（国内のみ示談交渉サービス付）

次のような偶然な事故により他人の身体を傷つけたり、財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担し、損害を被る場合に保険金をお支払いします。

- 被保険者の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する事故
- 被保険者の日常生活に起因する事故

（注）国内外の事故にかかわらず補償します。

<示談交渉サービスについて>

- 国内の事故に限り、損害賠償に関する示談交渉サービスを行います。
- 示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者（個人賠償責任の補償を受けられる方）および被害者の方の同意が必要となります。
- この補償の対象となる事故に限ります。
- 賠償責任額が明らかに個人賠償責任特約の保険金額を超える場合は示談交渉サービスを受けられません。

持ち出した家財の損害などが心配な方へ

② 携行品損害特約（自己負担額1万円）

外出中（国内・海外を問いません。）に偶然な事故によって被保険者が携行している身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

（注1）保険の対象に家財が含まれる場合に限ります。

（注2）補償の対象外となる身の回り品がありますので、詳細につきましては取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

ご近所付き合いを円滑にするために

③ 類焼損害特約

火災、破裂または爆発によって、近隣の住宅に損害を与えた場合にお支払いします。※

ただし、類焼した住宅建物や家財が他の保険等に加入していた場合、他の保険等が優先払となります。

※このオプションによってお支払いする保険金の受取人は、類焼損害を被ったお隣の家屋などの所有者となります。通常、お隣の方はこの保険契約の内容をご存知ないため、事故が発生した際、ご契約者から、この保険内容をお伝えいただくとともに、取扱代理店または共栄火災へ類焼損害の発生をご通知いただくなどの手続が必要となります。

大切な庭木への補償に

④ 庭木修復費用特約

保険証券記載の建物と同一敷地内にある庭木※1が火災などにより建物とともに損害を受けた結果、枯死した場合、庭木※1を修復するために必要な費用※2をお支払いします。

※1 庭木には、垣、鉢植および草花を含みません。

※2 1回の事故につき、10万円を限度とします。

まさかの時の防犯対策に

⑤ ドアロック交換費用特約

日本国内で建物のドアのカギが盗まれ、ドアの錠の交換費用を被保険者が支出した場合に、その交換費用※をお支払いします。

※1回の事故につき3万円を限度とします。

オール電化住宅などにおすすめ

⑥ 建物電気的・機械的事故特約

不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた建物付属設備の損害に対して、保険金をお支払いします。

（注）新築建物（建築後11か月以内の建物）である場合にのみ付帯することができます。

業務上の賠償責任が心配な方へ

⑦ 施設賠償責任特約

日本国内において発生した次のような偶然な事故により、他人の身体を傷つけたり財物を損壊した結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被る場合に保険金をお支払いします。

- 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故
- 被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故

（注1）対象業種は、小売店、料理飲食店、事務所、マンション賃貸・管理業に限ります。
（注2）損害賠償に関する示談交渉サービスは行いません。

大家さんへ

⑧ 家賃収入特約

他人に貸している住宅が火災などにより損害を受けた結果、被った家賃収入の損失を補償します。

（注）保険の対象に建物が含まれる場合に限ります。

事務所・店舗等を併設されている方へ

⑨ 営業用什器（じゅうき）・備品等損害特約

保険証券記載の建物（敷地内を含みます。）に収容される、被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、偶然な事故により損害が生じた場合に補償します。

（注1）保険の対象となる建物の用途が併用住宅の場合に限ります。併用住宅とは、住居と住居以外の用途（事業）に併用される建物をいいます。
（注2）補償の対象外となる什器・備品等がありますので、詳細については取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

※ご契約いただく条件などによっては、前記の特約をセットしていただけない場合もございます。なお、「個人賠償責任特約」、「携行品損害特約」、「類焼損害特約」などにつきましては、「同様の補償を行う他の保険契約（共済契約を含みます）、特約」がある場合、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、補償内容の差異や保険金額、その補償の要否をご確認ください。
各特約をセットしていただく条件や、補償内容の詳細については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

家財の補償について

家財の評価額は予想以上に高額です。

少しずつ買いそろえてきた大切な家財。もう一度買い直すとしたら…

例 45歳のAさんは、奥さま・ご長男・ご長女の4人家族。
万一のときには、家電製品はもちろん衣類や寝具類など、すぐに買い直す必要があることはわかるのですが、家財が全部でいくらになるのか、よくわかりません・・・

45歳Aさんご家族(ご夫婦とお子さま2名)の場合

家財の評価額(新価)の目安は約1,600万円!

共通家財 日常生活用品からテレビ・冷蔵庫まで **680万円**

- 台所用品/食器、なべ類、食器戸棚、冷蔵庫、炊飯器など……50万円
- 洗濯・掃除・風呂用具/洗濯機、掃除機、洗面用具、タオルなど……10万円
- 家具・調度品/タンス、鏡台、応接セット、本棚、カーテン、じゅうたんなど…250万円
- 家電/テレビ、ゲーム機・ソフト、DVD、電話、パソコンなど……330万円
- その他/来客者用の寝具、ミシン、アイロンなど……40万円

Aさん 280万円

- 服飾類/スーツ、コート、礼服など……130万円
- 肌着類/シャツ、肌着など……30万円
- 身回品/時計、靴、鞄、めがねなど……110万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など……10万円

奥さま 490万円

- 服飾類/コート、ワンピース、スーツなど…220万円
- 肌着類/シャツ、肌着など……80万円
- 身回品/時計、靴、鞄、サンダルなど……180万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など……10万円

ご長男 60万円

- 服飾類/ジーンズ、スポーツウェアなど…20万円
- 肌着類/シャツ、肌着など……10万円
- 身回品/スニーカー、鞄、めがねなど……25万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など……5万円

ご長女 90万円

- 服飾類/スカート、コート、セーターなど…20万円
- 肌着類/シャツ、肌着など……20万円
- 身回品/靴、鞄、帽子など……45万円
- 寝具類/布団、シーツ、毛布など……5万円

家財は建物とは別に保険をつけなければ補償されません。

家具や家電製品などは、建物とは別に"家財"を対象として保険をつけなければ損害を受けても保険金のお支払いができません。世帯主の年齢や家族構成などを基準に保険金額を設定してください。

参考 標準的な世帯の家財価額表(再調達価額基準)

(2015年6月現在)

家族構成 / 世帯主の年齢	1名 独身世帯	2名 夫婦	3名 夫婦 子供1名	4名 夫婦 子供2名	5名 夫婦 子供3名
28歳未満	310万円	540万円	620万円	700万円	800万円
28歳以上33歳未満		730万円	830万円	890万円	990万円
33歳以上38歳未満		1,040万円	1,130万円	1,190万円	1,310万円
38歳以上43歳未満		1,260万円	1,360万円	1,440万円	1,540万円
43歳以上48歳未満		1,440万円	1,540万円	1,600万円	1,710万円
48歳以上		1,530万円	1,620万円	1,680万円	1,790万円

“安心あっとホーム”保険金のお支払い事例

共栄火災がこれまでお客さまにお支払いした「補償の種類別」の『事故事例』です。

火災

支払保険金 33,440,000円 建物 家財
タコ足配線のコンセントから漏電によって出火し、1階2階ともに全焼。収容家財も焼失した。

支払保険金 14,013,500円 建物 家財
隣家から出火し、類焼により2階部分がほぼ全焼。1階も消火作業により水濡れ損害が生じた。

火災の発生は自宅からの出火だけではありません。類焼による損害も大きなリスクです。

落雷

支払保険金 216,720円 建物 家財
落雷に伴う過電流により、浄化槽の水中ポンプが損傷、動作不能となったため、交換工事が必要となった。

支払保険金 492,030円 建物 家財
落雷により、配電盤・給湯器ユニット・空調機ユニットが動作不能となったため、交換工事が必要となった。

落雷で被害を受けるのは家電製品だけではありません。配電盤や給水設備等の普段目にしない建物の設備に損害が発生することもあります。

破裂・爆発

支払保険金 14,870,000円 建物 家財
タバコの火が、充満していたガスに引火し爆発が発生した。

破裂・爆発等により、高額な損害が発生することもあります。

風災・ひょう災・雪災

支払保険金 1,090,000円 建物 家財
台風により住宅のフェンスが倒壊した。

支払保険金 1,124,924円 建物 家財
竜巻の影響で、建物の屋根・外壁のほか外灯や配管などの屋外設備に損害が発生した。

他にも強風や突風による窓ガラスやシャッターの損害や、ひょうによる屋根瓦の損害などのリスクがあります。

水災

支払保険金 14,020,000円 建物 家財
台風による大雨により浸水が発生し、建物の棟の高さまで完全に水没した。

台風だけでなく、近年では局地的な豪雨などの異常気象により、水災リスクの関心が高まっています。

建物外部からの物体の落下、飛来、衝突

支払保険金 290,588円 建物 家財
駐車場のブロック塀・フェンスに当て逃げされ、ブロック塀の基礎部分に亀裂が生じ、フェンスも歪んでしまい、支柱の交換などの工事が必要となった。

支払保険金 470,354円 建物 家財
近隣より飛んできたボールによって敷地内にある外灯が破損した。

交通量の多い場所や狭い路地に面している場合、自動車の衝突リスクが高まります。

水濡れ

支払保険金 578,865円 建物 家財
洗濯機を使用中に排水パイプが洗濯機の接合部分から突然外れたため、洗濯機の排水パイプから汚水が漏れる水濡れ損害が発生し、床の張替えが必要となった。

住宅の中で漏水が発生する可能性のある場所は、キッチンやお風呂、トイレ、洗面台等多数存在します。ひとたび発生すると床だけでなく階下にも被害が広がってしまうこともあります。

騒じょう・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為

想定される支払保険金 2,500,000円 建物 家財
自宅前で集団による破壊行為が発生し、自宅の塀や壁が破壊されてしまった。

人が集まったときに生まれるパワーはとても大きなものです。万が一、ご自宅近くで集団による破壊行為が発生したら、お住まいが破壊されてしまうことは容易に想像できます。

盗難

支払保険金 1,880,764円 建物 家財
窓ガラス・サッシを壊され、空き巣の被害に遭い、ノートパソコン・デジタルカメラなどの家電製品や腕時計・貴金属・現金等を盗まれた。

支払保険金 928,683円 建物 家財
複数台の空調室外機を何者かに盗難された。

家財にとっての最大のリスクは盗難です。建物だけでなく、家財の補償も必要です。

その他不測かつ突発的な事故

支払保険金 170,000円（自己負担額1万円） 建物
手が滑り花瓶を落としてしまい、床が陥没した。

支払保険金 110,000円（自己負担額1万円） 家財
引越し準備のため、テレビ台を動かした際、テレビが倒れ破損してしまった。

日常生活では様々な不測かつ突発的な事故が起こります。安心して生活するには幅広い補償が必要です。

（注）お支払いする保険金は、お客さまのご契約内容および発生した事故による損害等により決定します。ここでご紹介している“お支払い事例”に記載された金額が実際に支払われる保険金ではありませんので、あらかじめご了承願います。

地震保険のおすすめ

「安心あっとホーム」では、地震保険をセットしないと…

①地震による火災（およびその延焼・拡大損害）によって生じた損害
②火災（発生原因の如何を問いません）が地震等によって延焼・拡大したことによって生じた損害

は、いずれも補償の対象となりません。

1 補償内容

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

お支払いできない主な例

- 保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- 戦争、内乱などによる事故
- 地震等の際における紛失または盗難
- 地震などが発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故　など

2 お支払金額

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、半損または一部損）に応じて地震保険のご契約金額の一定割合（100%、50%、5%）をお支払いします。

損害の程度	建 物	家 財
全損	建物の地震保険金額の100%（時価が限度）	家財の地震保険金額の100%（時価が限度）
半損	建物の地震保険金額の50%（時価の50%が限度）	家財の地震保険金額の50%（時価の50%が限度）
一部損	建物の地震保険金額の5%（時価の5%が限度）	家財の地震保険金額の5%（時価の5%が限度）

建物	全損	地震等により損害を受け、①主要構造部※の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合
建物	半損	地震等により損害を受け、①主要構造部（前記に同じ）の損害の額が、その建物の時価の20%以上50%未満となった場合、または②焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合
建物	一部損	地震等により損害を受け、①主要構造部（前記に同じ）の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または②建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合
家財	全損	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の80%以上となった場合
家財	半損	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の30%以上80%未満となった場合
家財	一部損	地震等により損害を受け、損害の額が家財全体の時価の10%以上30%未満となった場合

※地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着眼点としています。
（注）お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円*を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円*の割合によって削減されることがあります。
＊総支払限度額は、2015年6月現在のものです。なお、総支払限度額は今後法令により変更される場合があります。

3 ご加入にあたって

居住用の建物…住居のみに使用される建物および併用住宅建物をいいます。
家財…ただし、通貨、預貯金証書、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は含みません。

地震保険の保険金額

保険金額の設定：地震保険が付帯される主契約「安心あっとホーム」の保険金額の30%〜50%の範囲内で設定します。
保険金額の限度額：保険の対象ごとに以下のとおりです。
地震保険に2契約以上加入されている場合は、保険金額を合算して下記限度額を適用します。

保険の対象	限度額の適用単位	限度額
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円(注)
家財※	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

(注)2世帯以上が居住するアパート等の場合は、世帯(戸室)数に5,000万円を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

※家財のうち、明記物件は地震保険の対象となりませんので、明記物件の保険金額を合算する前の家財の保険金額に基づき、地震保険の保険金額を定めていただきます。

地震保険のお申し込み 地震保険だけではご契約できません。

「安心あっとホーム」にセットして地震保険をお申し込みください。ご希望によりセットしないこともできます。
「安心あっとホーム」のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、「安心あっとホーム」のご契約期間中の中途から地震保険をご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

地震保険には住宅の免震・耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

割引種類	確認資料
①免震建築物割引：50% ●住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合	●建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写)※1 ●耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。) ●フラット35S適合証明書(写)※2または現金取得者向け新築対象住宅証明書(写) ●長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証(写) ●住宅性能証明書(写) ●長期優良住宅の認定通知書(写)※3および設計内容説明書など"免震建築物であること"または"耐震等級"を確認できる書類(写) ※1 共用部分検査・評価シート等の名称の証明書類(写)を含みます。 ※2 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術的基準に適合していることを示す適合証明書(写)をいいます。 ※3 住宅用家屋証明書(写)、認定長期優良住宅建築証明書(写)を含みます。
②耐震等級割引：(等級に応じて)10%、30%、50% ●住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合 ●国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合	
③耐震診断割引：10% ●地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	●耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) ●耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)
④建築年割引：10% ●昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	●建物登記簿謄本(写)、建物登記済権利証(写)、建築確認書(写)、検査済証(写)等の対象建物の新築年月が確認できる公的機関等(国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など)が発行する書類(写) ●宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)

(注1)上記①〜④の割引は重複して適用を受けることはできません。
(注2)すでにいずれかの割引の適用を受けている場合は、その住宅に関わる保険証券(写)等を確認資料とすることができます。
(注3)長期優良住宅とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する長期優良住宅の認定を受けた住宅をいいます。
(注4)長期優良住宅の認定を受けていることが確認できる書類の内容により、「免震建築物割引」または「耐震等級割引」のいずれかが適用となります。

地震保険をつけていないと、地震が原因の火災ではお見舞金(地震火災費用保険金)しか支払われません。

地震保険に入っていれば… 地震保険金 地震火災費用保険金

だ・か・ら 地震保険をお申込みになっていない場合は、地震・噴火・津波による損壊・埋没などの損害や、地震による火災・延焼損害に対して保険金をお支払いできません。地震保険をセットしてご契約いただくことをおすすめします。

地震保険にご加入された場合、地震保険の保険料は地震保険料控除の対象となります。（2007年1月より）

	払込保険料	保険料控除額
所得税	50,000円以下	払込保険料全額
所得税	50,000円超	50,000円
住民税	50,000円以下	払込保険料×1/2
住民税	50,000円超	25,000円

ご契約締結前にご確認いただきたいこと

①保険契約の対象について

「安心あっとホーム」でご契約いただけるのは、日本国内に所在する専用住宅（共同住宅※1を含みます。）または併用住宅※2の建物およびその収容家財です。

- 住居部分のない専用店舗・事務所等はご契約できません。
- 併用住宅建物内の什器（じゅうき）・備品等は「営業用什器（じゅうき）・備品等損害特約（P8、P20）」により保険の対象とすることができます。
- 商品・製品等はご契約できません。

※1 共同住宅とは、1つの建物で1世帯の生活単位となる戸室が2つ以上あり、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。
※2 併用住宅とは、住居と住居以外の用途（事業）に併用される建物をいいます。

専用住宅
共同住宅
併用住宅
専用店舗

保険の対象	保険の対象の範囲
建物	被保険者の所有する次のア.～エ.の物は、特に取り決めがないかぎり、保険の対象に含まれます。 ア. 畳、建具その他これらに類する物 イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に取り付けられたもの ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に取り付けられたもの エ. 門・塀・垣、物置・車庫その他の付属建物
家財一式	●次のア.～オ.の物は、保険の対象に含まれません。 ア. 自動車、自動三輪車および自動二輪車（総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。） イ. 現金、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等（定期券を除きます。）その他これらに類する物※1 ウ. 商品・製品等 エ. 業務用の什器・備品 オ. データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物※2 ※1 盗難を補償する家財のご契約にかぎり、イ.のうち、生活用のもの（小切手以外の有価証券は除きます。）の盗難の場合、保険の対象として取り扱います。 ※2 オ.のうち、新品のコンピュータにすでに記録されていたもの（OSなど）が、そのコンピュータと同時に補償の対象となる事故により損害を受けた場合にかぎり、保険の対象として取り扱います。 ●明記物件は、ご契約時に保険契約申込書に明記することにより、保険の対象に含めることができます。 ●次のア.またはイ.の物は、特に取り決めがないかぎり、保険の対象に含まれます。 ア. 被保険者のご家族が所有する家財 イ. 建物と家財の所有者が異なる場合、建物のア.～ウ.の物で被保険者の所有する生活用のもの

②保険の対象となる建物または家財の所有者について

保険の対象となる建物または家財の所有者をご確認ください。ご契約者と所有者が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。また、保険金をお受け取りいただける方は、所有者の方です。

③保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の所在地について

保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の所在地をご確認ください。保険の対象の所在地は、保険料を決める際に重要となります。ご契約者住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。

④保険の対象となる建物（または家財を収容する建物）の構造について

「安心あっとホーム」の構造級別は、M構造、T構造、H構造の3区分です。保険料は構造級別によって異なります。

M構造
1.下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅
(a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物
(c)れんが造建物 (d)石造建物
2.耐火建築物の共同住宅

T構造
1.下記の(a)～(d)のいずれかに該当する共同住宅以外の建物
(a)コンクリート造建物 (b)コンクリートブロック造建物
(c)れんが造建物 (d)石造建物
2.鉄骨造建物（耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物に該当する場合を除きます。）
3.耐火建築物（共同住宅以外） 4.準耐火建築物 5.省令準耐火建物

H構造
M構造およびT構造に該当しない建物

以下の1.または2.の条件に合致する場合はご注意ください。

1. 木造建物であっても以下の①～③のいずれかに該当する場合は、T構造となります。
①耐火建築物 ②準耐火建築物 ③省令準耐火建物
上記に該当する場合は、所定の確認資料が必要となります。

2. H構造の建物のうち、前契約の構造級別がB構造または2級構造である継続契約の場合は、経過措置を適用し、H構造の料率から引き下げた料率を適用します。継続契約が他の保険会社からの切替契約の場合は所定の確認資料が必要となります。

⑤保険の対象の保険金額の設定について

保険の対象となる建物、家財または明記物件の保険金額の設定については、それぞれ以下の方法によって算出します。

1.建物の保険金額

保険の対象である建物を、修理・再築・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行い、ご契約者または被保険者と保険会社との間で「協定再調達価額」を取り決めます。保険金額の設定は「協定再調達価額」の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。ただし、「協定再調達価額」の10%未満の額を保険金額とすることはできません。

2.家財の保険金額

保険の対象である家財を、修理・再取得するのに必要な額を基準とした再調達価額で評価を行います。再調達価額の目安については、「標準的な世帯の家財価額表」(P9)を参照してください。保険金額の設定はこの評価額の範囲内であれば、任意の額で設定することができます。

3.明記物件の保険金額

明記物件の評価額は、家財の保険金額とは別に、時価額を基準に算出します。

家財にはお申し込みの際に申告いただかなければ、補償されないものもあります。

宝石・貴金属・書画・彫刻その他の美術品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書類などの明記物件は、保険証券に明記しなければ補償の対象になりません。必ず、ご申告ください。

(注)明記物件のうち、宝石・貴金属・美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものについては、保険証券に明記し忘れた場合でも、保険期間を通じて1回に限り、1個または1組につき30万円を限度として補償の対象となります(300万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)。なお、事故が生じた後は、明記し忘れた明記物件を遅滞なく保険証券に明記する手続が必要となります。

⑥主な保険料のお支払方法・払込方法および保険期間について

「安心あっとホーム」では、以下のとおり、保険期間・保険料のお支払方法をご選択いただけます。

保険料の主なお支払方法※1	保険料の払込期日
口座振替払	ご契約期間の初日が属する月の翌月の金融機関所定の振替日

保険料の主な払込方法	保険期間
一括払	5年以下(2～5年の整数年は除きます。)
分割払(12回払)※2	1年
長期月払※2、※3	2～5年の整数年
長期年払※3	2～5年の整数年
長期一括払	2～10年の整数年

※1 クレジットカード払、コンビニ払もご用意しています(ご利用には一定の条件があります。)。
※2 分割払による保険料の割増があります。
※3 長期の分割払による保険料の割引があります。

長期分割払(月払・年払)のおすすめ	●長期月払とした場合、保険期間1年の分割払と比較して保険料が割安となります。 ●長期年払とした場合、保険期間1年の一括払と比較して保険料が割安となります。

【自動継続制度について】

保険期間は最長で10年となりますので、住宅ローン等の返済期間より保険期間が短くなるケースがあります。
お客さまの利便性を考慮し、自動的に保険契約が継続していく年数(総保険期間※)をあらかじめ指定していただき、その範囲内で保険契約を自動的に継続していくことができます(「保険契約の継続に関する特約」を付帯します)。
※11年から36年までの整数年で指定していただきます。

自動継続のイメージ

住宅ローンの返済期間が35年の場合

10年契約(最初の契約) → 10年契約(自動継続契約①) → 10年契約(自動継続契約②) → 5年契約(自動継続契約③)

総保険期間

(注)ご契約の条件によっては自動継続できない場合があります。

⑦新築建物割引について

建築年月から保険期間の終期年月までの期間が10年11か月以内の建物を保険の対象とする場合、保険料の割引があります。

ご契約時にご注意いただきたいこと

①他の保険契約等がある場合について

他の保険契約等（共済契約を含みます。）がある場合には必ずお申出ください。ご契約にあたっては、他の保険契約等（共済契約を含みます。）とあわせて協定再調達価額または再調達価額に過不足なく保険金額をお決めください。

②クーリングオフ

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。

お申出いただける期間

「ご契約のお申込日」または「重要事項説明書の受領日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内にお申出いただく必要があります。

お手続き方法

上記期間内（期間内の消印有効）に共栄火災「クーリングオフ担当」宛に必ず郵便でご通知ください。

（注）取扱代理店はクーリングオフのお申出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

払い込みいただいた保険料の取扱い

クーリングオフをお申出された場合は、すでに払い込みいただいた保険料はお返しします。

また、共栄火災および取扱代理店は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償金または違約金を一切請求いたしません。

なお、保険期間の初日（始期日）以後にクーリングオフのお申出をされる場合は、保険期間の初日（保険期間の初日以後に保険料を払い込みいただいたときは、共栄火災が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。

宛先およびご通知いただく事項（記載例）

（あて先）〒179-0075　東京都練馬区高松5の8の20
共栄火災海上保険株式会社　クーリングオフ担当　行

（記入例）

下記保険契約をクーリングオフします。

申込者住所：○○○○○○○○○	証券番号または領収証番号：○○○○○○
氏　　名：○○○○○○○○○	保険期間：平成○○年○○月○○日 ～平成○○年○○月○○日
連絡先電話番号：○○○○○○○○○	
申　込　日：平成○○年○○月○○日	取扱営業店名：○○○○○
保険種類：○○○保険	取扱代理店名：○○○○○

（注）自署以外の場合は、お名前の後に押印をお願いします。

クーリングオフができない場合

- 保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約を付帯した契約を含みます。）
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 「通信販売に関する特約」に基づき申し込まれたご契約

ご契約後にご注意いただきたいこと

①ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に以下の変更などが生じた場合または変更をご希望の場合は、取扱代理店または共栄火災までご通知ください。特に以下の❶～❾までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

❶建物の構造・用途の変更　❷保険の対象の移転　❸住居部分がなくなった場合　❹建物内の職作業・作業規模の変更　❺面積の変更　❻施設または設備、業務遂行名称の変更（施設賠償責任特約をセットする場合）　❼保険の対象の譲渡／保険の対象を譲渡する場合において、ご契約の継続を希望されるときは、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約が失効しますのでご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。❽ご契約者の住所・通知先変更／保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、ご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。❾上記以外のご契約内容の変更／上記以外のご契約内容の変更をご希望の場合は、あらかじめご連絡ください。

ご通知をいただいた後の契約の取扱い

左記ご通知をいただく場合において、以下のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますのでご注意ください。

ア. 日本国外に保険の対象が移転した場合
イ. 住居部分がなくなった場合

②保険金お支払後の保険契約について

- 損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額※の80％を超えたときは、ご契約は保険金支払の原因となった損害発生時に終了します。主契約「安心あっとホーム」が終了した場合は、地震保険は失効します。
- 損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額※の80％を超えない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずご契約は満期日まで有効です。

※保険の対象が家財である場合で、家財の保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

その他ご留意いただきたいこと

①代理店について

代理店は保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付(保険料を口座振替によりお支払いいただく場合は対象外となります。)、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接契約されたものとなります。

②引受保険会社が破綻した場合は

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合でも、保険金・返れい金の全額が補償されます。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

③個人情報の取扱いについて

保険会社は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等保険会社の取扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、共栄火災ホームページ(http://www.kyoeikasai.co.jp)に掲載の個人情報保護宣言をご覧いただくか、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

④補償重複について

「個人賠償責任特約」、「携行品損害特約」、「類焼損害特約」などにつきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約ください。

(注)ご確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、その契約を解約されたり、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご留意ください。

⑤保険証券について

保険証券(質権設定契約の場合には保険証券(ご契約者控))は大切に保管してください。また、保険証券(質権設定契約の場合には保険証券(ご契約者控))添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。

⑥代理請求制度について

ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください。

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災にお申出いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただきますようお願いいたします。

⑦万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生したときは、遅滞なく、取扱代理店または共栄火災までご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 日本国内における個人賠償責任に関する事故のうち、示談交渉サービスの対象となる賠償事故については、共栄火災が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたります。

※「重要事項説明書」をお渡ししますので、内容を十分ご確認のうえ、ご契約ください。

詳しい補償内容 基本契約

基本契約／損害保険金

補償の種類	保険金をお支払いする場合
❶火災 ❷落雷 ❸破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合
❹風災・ひょう災・雪災 ※竜巻による損害も含みます。	風災（洪水、高潮等を除きます。）、ひょう災または雪災（融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）によって保険の対象が損害を受けた場合 （注1）風、雨、雪、ひょうまたは砂塵（じん）その他これらに類するものの吹き込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が風災、ひょう災または雪災によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。 （注2）雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。
❺水災 台風、暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災による損害	保険の対象が次の（1）または（2）のいずれかに該当する損害を受けた場合 （1）建物の協定再調達価額または家財の再調達価額の30％以上の損害が生じた場合 （2）床上浸水※を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合 ※居住の用に供する部分の床（土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）より45cmを超える浸水をいいます。
❻建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合
❼水濡れ	次の（1）または（2）のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水などによって損害を受けた場合 （1）給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。 （2）被保険者（保険の補償を受けられる方）以外の方が占有する戸室で生じた事故
❽騒じょう・労働争議等に伴う暴力行為・破壊行為	騒じょう等の集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合

お支払いする保険金

建　物

次の算式により算出した額とします。ただし、基本契約の保険金額を限度とします。

損害の額※1 － **自己負担額**※2 ＝**損害保険金**

※1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます（協定再調達価額限度）。

※2 建物を復旧できない場合または損害の額が協定再調達価額に達した場合は差し引きません。

建物のみが保険の対象である場合は、❾の生活用の現金、小切手、預貯金証書等の盗難は補償されません。

家　財

次の算式により算出した額とします。ただし、基本契約の保険金額を限度とします。

損害の額※ － **自己負担額** ＝**損害保険金**

※損害の額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます（再調達価額限度）。
ただし、明記物件の場合は時価額を基準に算出します。

明記物件の盗難の場合は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

現金・小切手・預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに下表の金額を限度として、損害の額を支払います。

事故の種類	限度額
生活用の現金、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額

保険金をお支払いできない主な場合等

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

（1）保険契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
（2）家財の置き忘れまたは紛失
（3）家財が建物外または付属建物外にある間に生じた事故
（4）運送業者等に託されている間に保険の対象に生じた事故
（5）戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動
（6）地震・噴火またはこれらによる津波（⓬地震火災費用保険金については、除きます。）
（7）核燃料物質に起因する事故
（8）保険の対象の自然の消耗・劣化・性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害
（9）保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。
（10）保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
（11）上記（1）から（10）までのほか、次の①から⑯までのいずれかに該当する損害に対しては、❿の「❶～❾以外の不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。

①差押え等公権力の行使に起因する損害
②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
③保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
④不測かつ突発的な外来の事故によらない電気的事故または機械的事故に起因する損害
⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害
⑦（10）以外の保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観上の損傷
⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害

次ページにつづく▶

	補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
基本契約/損害保険金	❾盗難	(1)建物、家財の盗難によって生じた盗取、損傷、汚損 (2)生活用の現金、小切手、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難(保険の対象を家財とした場合) (注1)盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含みます。ただし、(2)の場合には再調達価額を限度とします。 (注2)小切手、預貯金証書および乗車券等の盗難による損害は、実際の被害が生じたことを届出すること等の条件があります。		⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪風、雨、雪、ひょうまたは砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害 ⑫移動電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害 ⑬携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害 ⑭電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。 ⑮動物または植物について生じた損害 ⑯自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害(125cc超のバイクおよび自動車については保険の対象ではありません。) など
基本契約/損害保険金	❿❶～❾以外の不測かつ突発的な事故	❶から❾までを除き、不測かつ突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊を除きます。		
基本契約/費用保険金	⓫臨時費用	❶から❿までの損害保険金が支払われる場合 (臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。)	ア. 損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。 イ. 臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、臨時費用保険金をお支払いします。	
基本契約/費用保険金	⓬地震火災費用	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象が損害を受け、建物が半焼※1以上または家財が全焼※2となった場合 ※1 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延床面積に対する割合が20%以上となった場合 ※2 家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合(明記物件は含みません。)	ア. 1回の事故につき、次の算式によって算出した額をお支払いします。 保険金額×支払割合(5%)=地震火災費用保険金の額 イ. アの場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。	
基本契約/費用保険金	⓭残存物取片づけ費用	❶から❿までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合	ア. 損害保険金の10%を限度に、残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 イ. 残存物取片づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超える場合でも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。	
基本契約/費用保険金	⓮水道管修理費用 ※保険の対象が家財のみの場合は補償されません。	専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理した場合(パッキングのみに生じた損壊を除きます。) ただし、区分所有建物の共有部分の専用水道管にかかわる修理費用はお支払いできません。	1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度に、水道管修理費用をお支払いします。	
その他の補償	⓯損害防止費用	❶から❸までの事故による損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な費用を支出した場合	消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用または再取得費用、消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかわる費用(謝礼等は除きます。)	

※詳細については約款をご確認ください。

詳しい補償内容　特　約

	補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
特約	❶個人賠償責任特約（国内外補償・国内のみ示談代行あり）	日本国内または国外において発生した次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ①記名被保険者の居住の用に供される住宅または保険証券記載の建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	次の①および②を保険金としてお支払いします（ただし①は、保険証券記載のこの特約の保険金額を限度とします）。 ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金 ②被保険者が支出した次のアからオまでの費用 ア.損害防止費用 イ.権利保全行使費用 ウ.緊急措置費用 エ.示談交渉費用 オ.争訟費用	①被保険者と同居する親族に対するもの ②被保険者の職務遂行に直接起因するもの ③被保険者の心神喪失に起因するもの ④自動車※、バイク等の所有、使用または管理に起因するもの など ※ゴルフカート、原動機を用いる身体障害者用車いす・歩行補助車を除きます。
	❷携行品損害特約	保険証券記載の建物（敷地内を含みます。）外で、被保険者（保険の補償を受けられる方：被保険者本人、被保険者本人の配偶者またはその同居の親族もしくは別居の未婚の子）が携行している被保険者所有の身の回り品※について、偶然な事故により損害が生じた場合 ※補償の対象外となる身の回り品 携帯電話、ノートパソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、株券、手形、定期券、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、自転車、ラジコン、ハンググライダー、サーフボード　など	損害の額－自己負担額（1万円）＝損害保険金（契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度とします。） （注）生活用の通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき20万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。	①保険の対象の置き忘れや紛失の場合 ②保険の対象のすり傷、かき傷等の単なる外観の損傷で保険の対象の機能に支障をきたさない損害 など
	❸類焼損害特約	保険の対象である建物もしくは家財または保険の対象である家財を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって、類焼補償対象となる近隣の住宅建物および家財に損害を与えた場合	類焼補償の対象となる近隣の住宅建物および家財の損害額（再調達価額を基準として算出します。）を1億円を限度にお支払いします（保険期間を通じて1億円を限度とします。ただし、長期契約の場合は、各契約年度1年間ごとに1億円を限度とします）。 類焼補償の対象となる近隣の住宅建物および家財を保険の対象とする他の保険契約等がある場合は、損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金または共済金の額を差し引いた額を、この特約の保険金としてお支払いします。	①保険契約者、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意 ②類焼補償被保険者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ③煙損害または臭気付着の損害 など
	❹庭木修復費用特約	損害保険金が支払われる場合※1に、それぞれの事故によって庭木※2が損害を受け、枯死※3し、これを修復するために必要な費用を被保険者が負担したとき ※1 盗難による損害は除きます。 ※2 保険証券記載の建物と同一敷地内にある庭木をいい、垣、鉢植および草花等を除きます。 ※3 枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹を持つ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。	1回の事故につき10万円を限度に、庭木修復費用をお支払いします。	①ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においてはその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 など
	❺ドアロック交換費用特約	日本国内で建物のドアの鍵が盗まれ、被保険者がドアの錠の交換費用を負担した場合	①1回の事故につき3万円を限度に、ドアロック交換費用をお支払いします。 ②ドアロック交換費用とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額がご契約金額を超えるときでも、ドアロック交換費用をお支払いします。	①建物のドアの鍵の置き忘れまたは紛失 ②普通保険約款の保険金が支払われる場合の事故の際のドアの鍵の盗難 など

	補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
特約	❻建物電気的・機械的事故特約	この特約の対象である建物に付加された空調設備、電気設備、給排水・衛生設備、昇降設備、厨房機械設備、駐車機械設備などについて、電気的・機械的事故により損害が生じた場合	P18詳しい補償内容❿の事故として損害保険金・臨時費用保険金・残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。 それぞれのお支払いする保険金の算出方法はP17～P18の保険金の算出方法をご参照ください。	①この特約の対象の製造業者または販売会社等が発行する取扱説明書または注意書等に従わない不適切な使用、維持または管理に起因して生じた損害 ②この特約の対象の納入者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害 ③不当な修理や改造によって生じた損害 ④消耗部品および付属部品の交換 ⑤この特約の対象またはこの特約の対象以外のコンピュータ、コンピュータ以外に含まれるマイクロプロセッサ（コンピュータチップを含みます。）、データ、プログラムもしくはこれらに依存する生産物が年月日または時間を正しく認識、処理、区別または解釈できないことによって生じた損害 ⑥⑤以外のコンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた損壊、改ざん、消去等 ⑦電源周波数（Hz）、ガス種の変更に伴う改造、修理 ⑧ボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害 など
	❼施設賠償責任特約	被保険者が日本国内で次の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ①被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故 ②被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故	次の①および②を保険金としてお支払いします（ただし①は、保険証券記載の保険金額を限度とします）。 ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金 ②被保険者が支出した次のアからオまでの費用 ア. 損害防止費用 イ. 権利保全行使費用 ウ. 緊急措置費用 エ. 共栄火災による解決費用 オ. 損害賠償解決費用	①被保険者と同居する親族に対するもの ②被保険者の業務に従事中の使用人が被った身体の障害に対するもの ③施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因するもの ④自動車※、バイク等の所有、使用または管理に起因するもの など ※原動機を用いる身体障害者用車いす・歩行補助車を除きます。
	❽家賃収入特約	基本契約で補償対象となる事故（P17「補償の種類」の❶から❿までのうち、基本契約で補償を選択している事故）により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合	復旧期間内（約定復旧期間を限度とします。）に生じた家賃の損失額（1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度とします。）。	●基本契約の補償対象ではない事故を原因として生じた家賃収入の損失 など
	❾営業用什器（じゅうき）・備品等損害特約	被保険者が所有する業務用の什器・備品等の動産について、保険証券記載の建物に収容されている間に生じた偶然な事故により損害が生じた場合	損害の額－自己負担額（1万円） （注1）この特約の保険金額を限度とします。なお、保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとに、この特約の保険金額を限度とします。 （注2）明記物件の盗難の場合は、1事故につき1個・1組ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額を限度とします。 （注3）通貨・預貯金証書等の盗難の場合は、1事故・1敷地内ごとに20万円または保険金額のいずれか低い額を限度としてお支払いします。	**営業用什器・備品として保険の対象に含まれないもの（例）** 船舶、航空機、自動車、雪上オートバイ、ゴーカート、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型などこれらに類するものおよびこれらの付属品、動物および植物　など

※その他に、次のような特約があります。
●個人賠償責任特約包括契約に関する特約（国内外補償・国内のみ示談代行あり）
※詳細については約款をご確認ください。

いざという時、頼りになる

サービス付帯条件　戸建プランおよびマンションプラン共通

以下の条件をすべて満たすご契約に付帯します。

評価基準	契約プラン
新価（再調達価額）	1型または5型

カギ開け・配水管のつまり等、"住まいのトラブル"に専門のスタッフを手配します。

サービス内容（概要）	
カギのトラブル	サービスの対象となる建物（専有部分）の玄関のカギの紛失時など、一般的な住宅のカギ（カードキーなど特殊なカギを除きます。）の開錠・破錠作業を無料で行います。 ●一般住宅カギの開錠（特殊工具による開錠） ●一般住宅カギの破錠（シリンダー部分の破壊による開放） ●施錠された状態で中折れしたカギや異物の除去 ●その他（カギが回らないなど）の対応　など
水まわりのトラブル	サービスの対象となる建物内（専有部分）の水まわりトラブル時に、作業時間30分程度で特殊作業を必要としない応急修理を無料で行います。 ●蛇口からの水漏れ応急修理、パッキン交換 ●トイレ、排水口の詰まり除去　など

（注）部品交換が必要な場合や30分程度の応急修理を超える特殊作業を必要とする場合は、お客さまの実費負担となります。

■ サービスの提供条件

「安心あっとホーム」のご契約者または被保険者（ご契約者または被保険者と同居の親族を含みます。）が、事前に専用ダイヤル（通話料無料）にお電話いただきオペレーターが手配したものに限り、サービスを提供します。
なお、専用ダイヤルにお電話いただいた際には、オペレーターが「安心あっとホーム」の保険証券番号または契約者名、ならびに保険の対象の住所を確認させていただきます。

■ サービスの対象となる建物

「安心あっとホーム」の被保険者の居住部分（マンション等の共有部分、公的部分※は含みません。）に限ります。
※公的部分とは、市町村等が所有する水道管・下水管等をいいます。

■ サービスの利用可能期間など

無料サービスのご利用は、1年につき1回に限ります。

■ その他

- 一部（離島等）地域によっては、本サービスをご提供できない場合があります。
- 地域によっては、サービスの手配に時間を要する場合があります。
- 今後、サービス内容が予告なく変更される場合や利用を制限させていただく場合があります。

用語説明

用語	説明
再調達価額	保険の対象である建物または家財と同等の物を新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。
協定再調達価額	建物について、再調達価額を基準として、保険会社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した金額をいいます。
保険の対象	火災保険をつける対象のことで、建物または家財がこれにあたります。
保険金額	保険事故が発生した場合に保険会社がお支払いする保険金の限度額で、保険契約に際して、協定再調達価額または再調達価額を基準として保険会社と保険契約者との間で定めた金額（ご契約金額）をいいます。
全　損	保険の対象が完全に滅失した場合や、修理回収に要する費用が再調達価額または時価額以上となるような場合のことをいいます。
被保険者	保険事故が発生した場合に損害を被られた方、すなわち保険契約によって保険の補償を受けられる方をいいます。

ご注意ください

■このパンフレットは「個人用火災総合保険（新価・実損払）」の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳しい内容をまとめた小冊子「ご契約のしおり」をご用意しておりますので、ご希望の場合は取扱代理店または共栄火災営業店までご請求ください。
■ご契約者以外に保険の補償を受けられる方（被保険者）がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
■ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。
■約款冊子の内容は共栄火災ホームページ（http://www.kyoeikasai.co.jp）でご覧いただけます。
■重要事項説明書は共栄火災ホームページ（http://www.kyoeikasai.co.jp/jyusetsu）でご覧いただけます。

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

商品・契約内容に関するお問い合わせ、各種お手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。なお、商品・サービスに関する一般的なお問い合わせ・ご相談は、カスタマーセンターでも承ります。

カスタマーセンター **0120-719-112**

受付時間:平日の午前9:00〜午後6:00

もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご通知ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」 **0120-044-077**

なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

ネットで約款！（Web約款） 地球環境を守るため、あなたもエコしませんか?

ネットで約款！（Web約款）は、パソコンを利用して、共栄火災ホームページから閲覧またはダウンロードしていただける約款です。共栄火災では、お申し込み時に「約款冊子は不要」とお選びいただくことで、紙資源を節約し、地球環境に少しでも貢献したいと考えています。皆様のご協力をお願いいたします。

共栄火災ホームページ **http://www.kyoeikasai.co.jp**

共栄火災海上保険株式会社
本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6
ホームページ http://www.kyoeikasai.co.jp

お問い合わせ先

PB011300('15.06改)M
A1514430A0569-20150623（2015年6月作成）